

大正十年八月十五日
 神戶市民諸君に告ぐ
 東京辯護士有志團

同志上谷君は死んだ。前途春秋多きは死んで身の潔白を示さうとしたのだ。あゝ尊き死の勝利！これは労働運動者のみが持ち得る美しい情操である。

金のために主義を賣らなかつた彼の雄々しき態度は後の世の労働者に多大の刺激と感銘とを與へるであらう。十九歳の青年上谷君の死は決して無意義ではなかつた。

(遺書)

神戸五萬の罷工
 労働者諸君へ

上谷清逸
 (死に面して)

諸君よ。私は知らずに貰つた金の爲め主義を賣り、友を賣り、理想までも屈げなければならぬとされた。私の立場を悲觀して又今の場合をのがれる道も無く、私は死を選びます。指の負傷手當金だと思つたのが、私を買収する爲めの金であつたのです。其の金は全部使かつたのです。

返すにも返されないので。死に面して諸君に御願ひする事は、私の死に依つて、諸君は何等かの「ヒント」を得て益々結束を強くして、横暴なる資本家を倒すまで、戦はれん事を(中略)呉れ呉れも諸君に御願ひする次第であります。

(友愛會神戸聯合會樓上にて書す)

神戸市民諸君に告ぐ

今回の神戸労働争議の間には棍棒による挫傷、劍による切創等幾多の犯罪的被害事實があります。これは、何人の下手に依つたもので、司法官憲に於ても其下手人の検察に著しく捜査の歩を進められてゐます。而かも直接捜査の任に當る司法警察官の活動が鈍いので証拠の蒐集が抄々しく参りません、けれども白晝公然行はれた犯罪ですから神戸市民諸君は其下手人の何人であるかを見て居らるゝに相違ありません、少くも其下手人の何人であるかを確むべき証拠は之を握つてゐらるゝに相違ないと信じます。付ては此際被害者の爲めに、法の權威の爲めに司法官憲の活動を助くる爲め進んで検事局或は山本、高山、高木、三辯護士の事務所まで直接間接物的的の證據を御提供下さい。

大正十年八月十五日

東京辯護士有志團

- 三辯護士事務所
 市内多聞通四丁目〇二 高木陸雄
 電話元町一六四〇
- 山本周輔
 市内下山手通四丁目二
 電話三宮三〇五一
- 高山義三
 市内榮町五丁目四七
 電話元町一九六〇

